

8 月定例記者会見 会見録

令和6年（2024年）8月8日（木）11:00～12:05 庁議室

質疑応答

■つくば市おでかけ見守りシールについて

記者A

おでかけ見守りシールは、認知症の方の徘徊を防ぐためのもので、既に今年6月から始まっているとのことですが、これまでに何人程度が利用しているのでしょうか。

市長

7月20日時点で、認知症高齢者等SOSネットワーク登録者は46名、内おでかけ見守りシール配布済みの方は29名です。また、8月に少しずつ増えています。

記者A

配布対象者は基本的に在宅で介護されている方で、老人ホームやグループホームなどの施設入居者は対象外でしょうか。

福祉部

対象外です。

記者A

基本的には、発見者がスマートフォンでシールの2次元バーコードを読み取って、保護者の方と色々とやりとりができるということですね。6月から導入されて実際に市民の方が早期発見・保護に繋げることができたケースはありましたか。

福祉部

現在のところ、ありません。

記者B

認知症は高齢者が多いと理解されていますが、最近注目されているのが、若年性の認知症です。人数は比較的少ないと思うのですが、若いだけに身体は元気なので行動範囲も広いと思います。このような方は対象にはならないのですか。

福祉部

年齢の要件は設けていませんので、対象となります。

記者B

高齢者と言うと、65歳以上を指すと思うのですが、それよりも若い年齢で登録されている方はいますか。

福祉部

58歳の方が1名登録しています。（事後回答）

記者B

分かりました。いずれにしても年齢制限はないので、若い方でも認知症高齢者等SOSネットワークに登録できるということですね。

記者A

おでかけ見守りシールは、県内で初めての取組でしょうか。

福祉部

県内では、既に稲敷市、鹿嶋市、神栖市、桜川市の4自治体が同様のシールを導入しています。

■つくば市長選挙・つくば市議会議員一般選挙の期日前投票におけるタクシー運賃助成について

記者A

対象者数は何人程度を想定していますか。

選挙管理委員会事務局

事業全体の対象者数は約3万8,000人です。内、既にタクシーチケットをもらっている方が約4,000人おりますので、これらの方に、これから今回のタクシーチケットを配布します。

記者A

現在タクシーチケットをもらっている方が約4,000人いるとのことですが、これは例えば、障害者タクシーや高齢者タクシーの運賃助成の対象者ということでしょうか。この約4,000人は普段からタクシーチケットを使っているということですか。

福祉部

つくば市高齢者タクシー運賃助成は、「65歳以上の者で単身世帯」、「70歳以上の者のみで構成する世帯」、「70歳以上の者で、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の当該年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの」、「80歳以上の者」が対象です。障害者タクシー運賃助成は、「身体障害者手帳1級、2級、3級又は4

級」、「療育手帳④、A又はB」、「精神障害者保健福祉手帳1級又は2級」が対象です。重度障害者ICカード乗車券の利用に係る運賃助成は、「身体障害者手帳1級又は2級」、「療育手帳④又はA」、「精神障害者保健福祉手帳1級」が対象です。

記者A

どのような用途で使われているのでしょうか。例えば、買い物や病院の通院などですか。

福祉部

用途の制限は設けていません。通院や買い物などでの利用が多いと聞いています。

記者A

対象者に「65歳以上の者で単身世帯」とありますが、運転免許を持っていたとしても利用できるのですか。

福祉部

運転免許証を保有していても対象になります。保有しているかどうかではなく、運転しているかどうかで、運転していない方が対象になります。

記者A

もともと運転免許証を持っている人は対象外ということですか。

福祉部

運転免許証を持っていたとしても、何らかの理由で運転していない方が対象になります。

記者A

返納していなくても良いということですね。高齢者や障害者の方へのタクシー運賃助成は県内初めてとか2番目とか、その辺りはいかがでしょうか。

福祉部

初めてではありません。以前から他の自治体でも実施しています。

記者A

対象者として挙げている方は、市が今度行おうとしているオンデマンド型移動期日前投票の対象者と重複していますか。

福祉部

対象要件は重複しているところもあります。タクシー券は、日常的に利用していただい

ます。投票に関しては、それとは別に、タクシー運賃助成の対象の方に使っていただきます。

記者A

つまり、例えば身体障害者手帳1級、2級、3級又は4級を持っている方は、期日前投票において、オンデマンド型もタクシーも、どちらも利用できるということですか。

選挙管理委員会事務局

それぞれの違いに関してですが、タクシー運賃助成は、80歳以上であれば全員が対象で、その他は65歳以上の単身世帯や、70歳以上の高齢者のみで構成する世帯、市民税非課税世帯に限られています。そのため、要介護3から5のうち、65歳以上でも家族と同居していたり、70歳以上でも高齢者のみの世帯ではなく他の家族と同居していたり、課税世帯であれば、タクシー運賃助成の対象にはなりません。それらの方は、オンデマンド型移動期日前投票をご利用いただくことになります。

記者A

この中ですと、ひとりで動くことができずタクシーに乗れない方がオンデマンド型移動期日前投票を利用できるということですか。

選挙管理委員会事務局

そうですね。オンデマンド型の方も利用していただけるということです。

記者C

このタクシー運賃助成は、期間限定ということよろしいですか。

選挙管理委員会事務局

期日前投票の期間になります。選挙当日は10月27日の日曜日で、告示翌日の10月21日月曜日から10月26日土曜日までの6日間にご利用いただけます。

記者C

期日前投票で使うご本人と、付き添いの家族も同乗できるという理解でよろしいですか。

選挙管理委員会事務局

はい。利用者には、例えば杖やシルバーカーを使うなど、介助を必要とされる方も想定されます。介助者1名の同乗についても利用いただけます。

記者 C

予算額を教えてください。

選挙管理委員会事務局

タクシー運賃助成全体で 2,000 万円です。その他、事務手続きとしての費用が、印刷費やチケット封入封緘の委託費を含め 46 万 8,000 円です。

記者 C

この予算措置は、9 月議会で上程されるのですか。

選挙管理委員会事務局

予算は既に確保済みで、先般の 6 月議会で補正予算として議決いただいています。

記者 D

郵便投票もある中でオンデマンド型移動期日前投票を行うことの意義を改めて確認させていただきたいです。利用者に、どれを選んで、こういう利用の仕方をして欲しい、という考えがあればお聞かせください。

市長

先程も話にありましたが、タクシー運賃助成の利用については、ご自身である程度、移動ができる方を前提としています。それに対して、昨日も実証実験をご覧になっていただいたので分かると思いますが、その日の体調や天気によっても外に行けるかどうかが変わってくる極めて繊細な状況にある皆さんやご自身で移動が困難な方に、オンデマンド型投票を使っていただきたいと思っています。郵便投票の制度はありますが、選挙期間中に投票するという行為ができる選択肢を提示していくことが重要だと思っています。郵便投票の場合、どうしても人の目に触れることになります。昨日の実証実験では、お母さんは一緒に移動投票車に乗らず、お子さんご本人に任せていましたが、そのようにそれぞれで違いがあると思っており、その中で皆さんそれぞれが選択して使っていただきたいという想いがあります。

■まつりつくば2024の開催について

記者 E

神輿やねぶたは何体程度、出るのでしょうか。

経済部

大ねぶたが 4 基、中小ねぶたが 5 基です。その他、初日は各地区の神輿が 12 基、2 日目は万灯神輿が出て、2 日間の運行になります。

記者 E

ねぶたは全部で9基とのことですが、例年と比べて多いですか。

経済部

大ねぶたは昨年と比べると、1基減っています。

記者 E

中小ねぶたは全部で5基とのことですが、例年と同じ数ですか。

経済部

昨年と同様になります。

記者 E

ねぶたは、大清水公園で作っているのですか。

経済部

解体したものを倉庫に収納しています。これを大清水公園のテントに持ち運び、ねぶた師などに来ていただいて組み立てています。

記者 E

つくば市で保有するねぶたを毎回解体し、再度組み立てているということですね。

経済部

ここ何年かは、1度解体してまた作り込んでいくという工程を踏んでいます。

■つくば市下水道事業経営戦略（案）について

記者 F

概要版に、使用料改定回数・時期と平均使用料改定率について、1回目が令和8年に20%、2回目が令和13年に17%と記載されていますが、このとおり実施する予定でしょうか。上水道のような審議会で検討していくのでしょうか。

上下水道局

経営戦略は今後10年間の計画で、平均使用料改定率は1回目20%、2回目17%です。使用料改定につきましては、改めて上下水道審議会に諮問し、答申いただくことになります。

■つくば市都市計画マスタープラン・つくば市立地適正化計画（案）について

記者D

前回の改定から一番変更した部分を教えてください。また、開発圧力の高まりへの対応や、公共交通ネットワークの構築とありますが、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

市長

昨今、まちづくりにおいては、コンパクトシティが主流になっています。専門家の方と様々なディスカッションをしている中で、例えば「日本でコンパクトシティとして成功している事例はどこですか」と聞くと、実際はほとんどありません。それはどういうことかと言いますと、例えば山間部にお住まいの方に、土地に対する思いなどを無視して、「人口が減って必要なサービスを提供できないので、駅前に移住してください」と言うことは、実際は成立しません。そのため、インフラの維持管理にかかる費用など、都市経営上の観点は踏まえる必要がありますが、今回の都市計画マスタープランでは、特に周辺市街地の取組で行っているR8を拠点にして、生活に必要となる機能をしっかり集積させ、駅前に引っ越してきてくださいではなく、将来にわたってそのエリアで皆さんが暮らし続けることができるようにすること、その上で、人や物を全部中心部に吸い寄せるのではなく、たくさんいる中心部の人口を、逆に周辺地区に送り出していくような遠心力を生み出したいと思っています。今回の都市計画マスタープランの策定に当たり、令和4年度から既に私も10回以上、先程の経済や交通の話については直接、経済や交通部門の担当職員や各地域の職員も入って議論をしてきました。例えば、交通においては、今の8市街地の中で、どのような形で生活を完結できるかについてかなり意識をしました。各市街地の徒歩15分圏内にはどのような機能が揃っているのか、公共施設や学校、商業施設、病院は具体的にどのようなものがあるのかなどを全て検証して議論しました。そのようなことを積み重ね、単なる文字が踊るコンパクトシティではなく、本当に持続可能な地域にしていくための大きな転換が今回の都市計画マスタープランだと認識しています。

記者D

拠点連携型持続可能都市として、今回地域別構想の区分が8地区から5地区に変更するということですが、5地区の中で拠点を作っていく考えでしょうか。

市長

それについても、つくば市の都市計画においては画期的なことになります。これまではつくばエクスプレス沿線といった切り方をしていたのですが、つくばエクスプレスは開業して来年で20年になります。いつまでもつくばエクスプレスや昔の研究学園都市の開発にこだわるのではなく、そこに住んでいる方はエリアで暮らしているのだからエリアとしてきちんと線を引き直しましょうという議論をしました。その上で、今お話にあったような区分変更が

生まれてきています。周辺市街地に住んでいる方にとってつくばエクスプレス駅前が全く別とかではなく、そこにどういう行き来を生み出すかがとても重要だと思っています。

■生活保護に係る扶助費の誤った支給について

■職員給与における手当等の未払いについて

記者 A

7月に社会福祉課において、生活保護を受けている方に誤って扶助費を支給し続けていたため、返還を求めていくという事案がありました。これは由々しき問題だと思っています。お金を受け取る側としては、市が適正な手続きをしていると思っているので、当然それを使う訳で、それに対して今更、お金を返してくれというのは酷だと思います。市長としてこの事態をどう受け止めているのですか。

市長

私も本当に由々しき事態だと思っています。お話にあったように、当時それを受給された皆さんは、自分が貰えるものだとして生活をされていたので、当然それは生活費に使われている訳です。一方、市としては、この件に限らず何か不足していれば、市民の支払いが足りないものについては請求をしなくてははいけません。もし、多くお支払いをしていたら、どうしてもそれについては返還をしていただかなくてははいけないところがあります。時効が成立していない部分については、請求せざるを得ないのが正直なところです。

記者 A

確かに、法律に基づいて執行しているので、請求することは当然だと思います。しかし結局、時効が成立したものについては請求ができなくなります。その責任はどう取るのですか。

市長

時効という概念が法律で定められており、今回も様々な調査をしているところですが、どのような経緯であったのかなどをきちんと確認をし、様々な確認が終われば処分も含めて必要になるだろうと思っています。

記者 A

5月に同じ部署で、時間外勤務手当の未払いの案件があり、市長が事態を重く見て減給という決断をされました。今回、市長の身の処し方としてはどのような想定をされているのでしょうか。

市長

今色々と確認中ですので、今の時点でどうということはありませんが、当時の管理職の監督

や指導が不十分だったということは聞いていますので、それを行政として適切な形でどのような処分などがあるのかはきちんと考えていかなくてはいけないと思っています。当時の同じ部署の管理職という状況ですので、きちんと調査をしていかなくてはと考えています。先般、私自身に対して処分をさせていただきましたが、今のところその一連の流れという認識を持っています。

記者 A

市長のお考えは分かりました。これは、ややずれるのですが、広報体制が行き届いていないと感じています。確か、生活保護に係る扶助費の誤った支給についての発表があったのは 17 時半過ぎです。先週の国民健康保険税の口座振替ができなかった事案についてのプレスリリースも、確か 17 時半頃に出されました。時間外に広報するのは、おかしいと思います。土浦市では、7 月に教育委員会から、教員がプールのバルブの操作を誤って水を流出させ、290 万円の損害を発生させたという事案がありましたが、14 時半頃にメールが届いたので、記者の皆さんは普通に取材ができました。記者会の方々に聞きましたが、取材に応えられる権限のある管理職の方が少ないので、1 人の記者がその方と電話をしていたら、他の記者は当然待つことになり、それに 2 時間待たされたという話もあります。また、「翌日の紙面に載せることができなかった」、「つくば市は、こういうことが日常化しているので、会社で待機しなくてはいけない」と言う方もいて、おかしいと思っています。市長にお尋ねしたいのですが、これは改善できないのでしょうか。

市長

そういう状況になってしまっているのは申し訳なく思っています。市としては基本的に、様々なことが確定すれば、速やかにプレスリリースをしないといけないと考えています。例えば今回のような重大な不適正事案に関しては、確定すれば 1 日でも早くプレスリリースをすることが必要です。ここで何度も申し上げており、皆さんにもご理解いただいています。が、一切隠したり時間を延ばしたりすることはせずに、やってきました。ただ、プレスリリース直前の段階で、様々な確認が必要になり基準時間としている 15 時を過ぎてしまったら翌日に回すのかということ、重大な事案については、時間が過ぎて皆様にご迷惑をおかけすることになっても、早くお知らせするのが行政の責務だと思っています。逆に、どうでしょうか。もし、そのような場合は翌日の朝一に回して欲しいとの要望があれば、それでも良いのかもしれませんが、そこはご相談させていただければと思います。

記者 A

市長がおっしゃるように、早めに確定したものについては早めに発表した方が誠実だという考えは当然あります。ただ、その結果、報道できないということになると、色々な疑いが生じます。あえて意図的に遅い時間に発表しているのではという疑いが出てきます。誠実に時間内にきちんと発表していただいた方が、「つくば市はきちんと情報が届くように発表して

いますね」となります。土浦市もそうですし、先日は石岡市でも不祥事があって午前 11 時半から臨時記者会見を行っています。そこは仕分けが必要です。例えば、今回の生活保護に係る扶助費の誤った支給についてのプレスリリースは、翌週に行われる筑波大学との睡眠連携協定のプレスリリースと一緒に 3 件まとめて届き、その件名は「睡眠連携協定その他 2 件」となっていました。メールを受信した側としては「自分たちが発表したいことだけを発表した」と受け止めます。誤った支給についてのプレスリリースが、睡眠連携協定とは質的に異なるという自立的な判断をしているようには思えません。睡眠連携協定は記者の皆さんに取材に来て欲しいけど、誤った支給についてのプレスリリースはもう少しなんとか前倒しで出せないのか等を自立的に考えなければと思います。市が伝えたいことと一緒に混ぜこぜになってしまっています。メールを車で見た記者もいたと思いますが、件名が睡眠連携協定になっていれば、来週のことだからとそのまま開かないかもしれません。誠実に、確実に伝わるように工夫していただきたいと思います。

市長

メールがどのような形式で送信されているのか把握しておらず申し訳ありませんが、ご指摘はおっしゃるとおりだと思います。繰り返しになりますが、とにかく私は一切隠したりせず、そのままストレートに、できるだけ誠実にお伝えするようにと常に意識しています。今のお知らせの仕方が、分かりにくいのであれば、例えば 1 通ずつ送るとか、あるいは件名を工夫して必ず皆さんに開いていただくようにする等、改善の余地はあると思います。こちらから一方的にというよりは、皆さんから、こういう形式が良い等、いただければと思います。先程の確定時間が 15 時を過ぎてしまった重要な案件のプレスリリースを、翌朝に回して良いかと言われると、記者の皆さんに加え、市民の皆さんに対してのプレスリリースでもありますし、翌朝まで市民の皆さんに隠している状態が結果として生まれてしまいます。そこをどうするか等、皆さんとよく相談させていただきたいと思います。

記者 F

生活保護に係る扶助費の誤った支給についてのプレスリリースで、「誤った認識により」や「解釈の誤りにより」という表現がありました。これは誰の誤りなのですか。現場の職員や管理職、あるいは全体等が考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

福祉部

現場の職員を含む管理職と理解しています。

記者 F

そうしますと、全員が誤った認識だったということでしょうか。

福祉部

はい、そのとおりです。

市長

管理職の定義をきちんと説明した方が良いと思います。

福祉部

課長補佐と課長までの決裁になっていますので、管理職はそこまでという認識です。

記者 F

誤った支給に気づかなかった職員は、過去 5 年間で何人ですか。

福祉部

申し訳ありません。過去 5 年間に在籍した職員数は後程、調べさせていただきたいと思います。件数としては、障害年金裁定請求に要する診断書料の上限額を超えた支給が 5 件、障害者加算の誤認定が 20 件、重度障害者加算の誤認定が 5 件で、計 30 件の誤りがありました。

記者 F

プレスリリースで、「県からの状況確認により判明」とありますが、県から指摘があるまで全員誰も気づいていなかったということでしょうか。

福祉部

そのとおりです。

記者 F

再発防止策として、「職員の研修体制等を強化する」とありますが、どのような研修を実施するのでしょうか。市役所内部で行うのでしょうか、それとも県や国等、外部から講師を招いて研修を行うのでしょうか。

福祉部

現在は内部での研修を考えているところですが、今後外部研修に関しても検討していきたいと考えています。

記者 F

話が戻って細かくて申し訳ありません。「県からの状況確認により判明」という点ですが、県の監査が昨年 11 月に行われたと聞いているのですが、そこでの指摘はなかったのでしょうか。

福祉部

県の監査は11月には指摘はありませんでした。

記者F

誤った支給の返還についてですが、市のミスであるのに、生活保護受給者本人に返還を請求するのですか。

福祉部

誤った支給の認定分につきましては、生活保護法に基づき返還いただくことになっています。ただ、返還額から、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた金額については、一部控除することもできるとされており、それらを含めて現在、対応を検討しています。

記者F

本件について、住民監査請求が提出されていると聞きましたが、出ていますか。

福祉部

はい。住民監査請求が出ています。

記者F

5月に時間外勤務手当と特殊勤務手当の未払いのプレスリリースが出ています。以前、時間外勤務手当の方は6月までに確定するとの話があったと思うのですが、その後どうなっているのですか。現在までに確定した金額と人数を教えてください。

人事課

時間外勤務手当について該当職員へ確認を依頼したところ、短時間での確認は難しいとのことでしたので、9月末までの期間を設けて現在、確認を進めている段階です。

記者F

特殊勤務手当の方は、金額と人数が確定しているとのことですが、既に支払いは済んでいるのでしょうか。

人事課

特殊勤務手当は、5月のプレスリリースで、人数と金額を発表しましたが、実際の請求に当たり、本人に最終確認をする段階で、本来支給すべき該当日であるにも関わらず、請求が本人からなされていなかったものがいくつか散見されました。その辺について本人含めての最終確認をこれから取る予定ですので、まだ支払いはできていない状況です。

記者 F

5月の手当等の未払いと、7月の生活保護に係る扶助費の誤った支給は、どちらも同じ社会福祉課ですが、関連があるのでしょうか。

福祉部

関連とは、どういう意味でしょうか。

記者 F

もともと課内でこういう問題があったために、今回こうなったといった因果関係です。要因分析や再発防止にもなると思うのですが、その辺をどう捉えているのでしょうか。

福祉部

明確な関連という訳ではありませんが、生活保護の担当職員の業務が多くあり、通常業務で疲弊していることが原因の1つと捉えています。それらを含め、今年度に人員を増員したところですが、今後も管理部門と相談していきたいと思っています。

記者 G

生活保護に係る扶助費ですが、過大支給分の回収の目途は立っているのですか。

福祉部

現在、生活保護の受給者の方々へ、誤った支給をしていたことのみを伝えているところで。先程申し上げたとおり、返還額から控除できる自立更生費等をこれから調査させていただいて一人ずつ事情をお伺いし、分割などで返還を求めていくことになると思います。

記者 G

他自治体の例を引き合いに出して恐縮ですが、同様の件で訴訟になっているケースもあります。そのようなケースもあり得ますか。

福祉部

訴訟になっているケースは存じています。そのような可能性もあるかもしれません。

市長

先程の誤った支給を把握した時期についてですが、把握したのはもう少し前ではないでしょうか。指摘はありましたが、そこできちんと対応ができなかったということですよね。

福祉部

申し訳ございません。先程、記者 F さんから、本件を把握した時期についてのご質問があ

り、「県から指摘されたとき」との回答をしましたが、令和元年度に国の会計検査院の検査があり、そのときに把握していたのではないかと、現在調査しているところです。

市長

調査中であっても、そういう事実は全部伝えた方が良いです。

福祉部

申し訳ありません。

記者 C

生活保護に係る扶助費の誤った支給についてのプレスリリースは、7月19日17時半過ぎにFAXで受け取りました。この日は金曜日ですので、何かあるのだろうかと、ずっと思っていました。令和元年度、令和2年1月の会計検査院の検査が発端ではないかと思います。それを県は把握していて、つくば市も少なくとも4月には把握されていたらと言っています。市長はこの過大請求がいつの時点で判明したと思っているのですか。

市長

過大請求が判明したのはプレスリリースをした少し前位だと思っていますが、先程の会計検査院の話は、昨夜聞き、今朝、内容について色々と聞いて、なぜそのようになっていたのかなどの確認をしてもらっているところです。

記者 C

会計検査院の検査により過大請求の疑義があるとのことで、24か月間のフォローアップ調査が、県を通じて行われたと思います。その間も市長の耳にこれらの事案は、入ってこなかったのでしょうか。

市長

はい。もし入っていれば当然、指導をします。通常、会計検査院の指摘等がもし入れば、対応をします。まだ確認中ではありますが、それが入ってこなかった状況がありましたので、もし事実として会計検査院の指摘がそのままになっていたのであれば、相当に重大な事態だと思っています。先程、由々しき事態とお答えしましたが、そのような認識です。

記者 C

記者会見を開くよう要請すべきだったと自戒を込めて申し上げます。

市長

先程のプレスリリースを出す時間についてでもありましたが、とにかくお話できることは、全部お話をしたいと思っています。もし必要があれば金曜の夜でも記者会見を行ったり、あるいは、まとめて記者レクをする等、それらを含めてプレス方法について改善の余地があると感じましたので、色々のご相談できればと思います。

記者 A

先程の質問で、令和 2 年 1 月の会計検査院の検査で発覚し、市は令和 2 年 4 月には把握していたはずだという指摘がありました。それで良いですか。

福祉部

申し訳ありません。認識不足で、その辺は分からなかったところではあるのですが、県の監査が 7 月 9、10 日に行われました。

記者 A

その県の監査というのは令和 2 年のことですか。

福祉部

いいえ。県の監査は今年 7 月 9、10 日に行われました。その際に、令和元年度に指摘していたはずとのお話を伺っていました。その当時の帳票等を確認したところ、令和元年度に国の会計検査院の検査内容に入っていたということを確認できました。

記者 A

県は令和元年度に指摘しましたが、それが福祉部及び市役所内で全く共有されず、今年 7 月 9、10 日になって判明したということですか。それは隠蔽ですよ。

福祉部

大変申し訳ありません。令和元年度の会計検査院の検査で指摘されていたのではという県からの連絡は、今年 2 月にありました。

記者 A

令和 5 年度に検査したことを、令和 6 年 2 月に県が言ってきたのですか。

福祉部

いいえ。会計検査が行われたのは、令和 2 年 1 月です。

記者 A

それを市が把握したのはいつですか。

福祉部

現体制でということでしょうか。

記者 A

私にとっては現体制であろうと、どこの部の体制であろうとどちらでも良いのですが、つまりは令和 2 年 1 月に会計検査院が指摘したことを、誰も市役所内で把握していなかったということですね。

福祉部

令和 2 年 1 月の会計検査で指摘されたことを、当時の管理職が認識していませんでした。

記者 A

認識していないのはどうしてですか。それを県が指摘しなかったからですか。会計検査の仕組みはどうなっているのですか。会計検査が行われ、それを県の担当部署から市に指摘する仕組みなのでしょうか。

福祉部

令和 2 年 1 月の会計検査の際に、今回誤った障害者加算に関する調査もありました。会計検査院から、お名前や生活保護を受けている期間、精神障害者保健福祉手帳を持っている期間等の情報を全てエクセルのシートに入力した帳票を提出するよう指示がありました。それらの情報を全て入力すると、対象者として該当するのかわからないのかが分かるといったシートでした。それを見ると、どういう要件かは分かったのですが、それを当時、管理職が認識していなかったのだと思います。間違っているという認識がありませんでした。

記者 A

つまり、会計検査院の指摘内容は、エクセルに情報を入力するといった形式的なものであったため、当時の福祉部長なのか誰なのかは分かりませんが、障害者加算の誤認定に気づかなかったということでしょうか。

福祉部

そうだと思います。特段、そのことに関しての指摘はなかったと聞いています。

記者 A

障害者加算の誤認定 20 件 1,360 万 994 円について、会計検査院から指摘がなかったということですか。

市長

指摘はあったということだと思います。私も全て把握している訳ではないのですが、確認できている範囲でお伝えしますと、指摘はありました。しかし、それを当時の職員は当然、確認していると思いますが、管理職の対応がなされなかったと認識しています。おそらく、管理職で止まってしまっていた案件だと思っています。一体なぜ、このような状況になってしまったのか、事実は何なのかということを、きちんと確認するようにと、指示を出しました。きちんと当時の職員から聞き取り等を行うことが必要だと思います。時間外勤務手当等の未払いも含めて現在、様々な聞き取りを行っているところです。それらについて、分かり次第、きちんと整理をして、15 時までにプレスリリースを出すか、必要であれば当然記者会見も行います。不確定な情報が多いのですが、把握している限り、そこで対応がされていなかったことが、極めて深刻な状況だと認識しています。

記者 A

令和 2 年 1 月に指摘されたことが全く、部内か少なくとも市長の耳には届いていなかったということですね。

市長

課内で止まっていたという認識です。

記者 A

それはどうしてでしょうか。私は役所の者ではないので分からないのですが、このような案件は市長に報告すべきなのですか。

市長

会計検査の指摘が入れば通常は報告がなされると思います。ただ、もし間違っていたら後程訂正しますが、今回の会計検査の主眼は、その部分ではなかったのですが、その中できた報告の中にそれらの項目が入っていたようです。いわゆる不適正事案というのは、1 日何件も私のところに上がってきますので、それらには当然目を通しています。市長就任当時は、全ての情報が分かるまで一報が入りませんでした。何か起きたらとにかく一報を入れるようにと報告体制を構築してきました。先般の人件費のことも含め当時の該当課の状況が、かなり不適正な状態にあったということを感じているところです。通常の行政プロセスからすると、会計検査をスルーすることは、有り得ない話です。この案件は昨夜知りましたが、そういうことも含めきちんと調査をして、一体なぜそういうことになったのか、何がその時起きていたのかを、きちんと確認していく必要があると思っています。分かったことを、そのタイミングできちんと皆さんに包み隠さずお話をしていきたいと考えています。

終了